



請 願 書

平成 26 年(2014 年)11 月 21 日

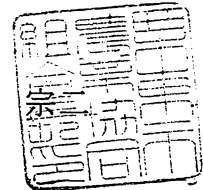
栗東市議会

議 長 高野 正勝 様

請 願 者 滋賀県栗東市 安養寺八丁目2番13号

栗東市農業協同組合

代表理事組合長 佐野



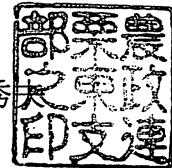
滋賀県農政連盟湖南連合支部

支部長 竹内 孝治



滋賀県農政連盟栗東支部

支部長 武村 秀



紹介議員 栗東市議会

山本



米価下落等に関する意見書の提出を求めることについて

【請願の趣旨および理由】

26年産水稻の10月15日現在の全国の作況指数は「101」の平年並みで、米の需給は引き続き緩和基調で推移しています。このような状況の中で、国は26年産米の過剰米対策は行わず収入減少影響緩和対策（ナラシ）のみで対応する方針であり、26年産米は出回りからかつてない水準にまで価格が下落し、生産現場では大きな不安と混乱が広がっています。

また、大幅な米価下落に加えて、日照不足・長雨・台風等により、10月15日現在の本県の作況指数は「97」の「やや不良」となり、本県産米の10月20日現在の1等米比率は52.8%となり、特にコシヒカリにおいては1等米比率が39.9%となっているなど水稻への質量両面で大きな被害を受けました。

加えて、26年産米からの米の直接支払交付金の半減等による所得の減少によって、再生産可能な農業経営の継続が脅かされる等、農業者の資金繰りへの影響も懸念されます。

27年産米以降についても、主食用米の需要の減少（トレンドで年間8万トン）や政府備蓄米の枠の減少（5万トンの減少の予定）などを踏まえると、作況によっては、需給緩和がさらに拡大することが懸念されています。とりわけ米を中心とする本県農業（特に担い手経営体）にとっては、農業収入および農業経営への打撃は深刻であり、こうした状況を国が放置すれば、「農林水産業・地域の活力創造プラン」に示されている「農業・農村全体の所得を今後10年間で倍増させる」目標の実現が不可能になることは明らかです。

つきましては、以上をふまえ、地方自治法第99条の規定に基づき、下記の事項を内容とする意見書を政府および関係機関に提出されるよう請願します。

記

1. 過剰米の市場隔離（備蓄米の適正水準の見直し・発展途上国等への支援等）に向けた対策や米の需要拡大に向けた消費拡大対策を講じること。
2. 飼料用米の大幅な生産拡大に取り組むために必要な水田活用の直接支払交付金の万全な予算を確保すること。
3. 26年産米で予想される収入減少に対して収入減少影響緩和対策（ナラシ）交付金の早期支払いと、2割以上の収入減少に対しては国が補填すること。
4. 資金繰りに影響のある農業者に対する緊急融資等に向けた対策を早急に講じること。

以上